

## 2 法 人 都

区 分	均 等 割 額		法 人			
	納 税 義 務 者 数	調 定 額 ①	現 年 度		確 定 法 人 税 割 額 に対 応 する 前 年 度 分 の 中 間 申 告 額	
			事 業 年 度 数	税 額 ②	事 業 年 度 数	税 額 ③
<b>総 計</b>	人 千円	件 千円	件 千円	件 千円	件 千円	件 千円
<b>総 計</b>	<b>642 335</b>	<b>87 923 868</b>	<b>630 668</b>	<b>805 343 824</b>	<b>80 243</b>	<b>254 827 619</b>
普 通 法 人	604 587	85 611 940	605 791	795 673 958	80 079	254 826 998
都 内 法 人	521 940	46 567 802	522 824	181 716 631	52 513	45 611 492
分 割 法 人	82 647	39 044 138	82 967	613 957 327	27 566	209 215 506
本 都 本 店 分	46 862	27 085 587	47 065	539 483 596	15 478	184 025 686
他 府 県 本 店 分	35 785	11 958 551	35 902	74 473 731	12 088	25 189 820
特 別 法 人	3 183	913 036	3 186	6 736 469	-	-
公 益 法 人 等	22 730	869 662	9 891	2 610 856	-	-
人 格 な き 社 団 等	4 216	261 715	4 234	125 159	-	-
清 算 法 人	7 619	267 516	7 566	197 381	164	622

(備考) 1 「納税義務者数」は、当該年度中に確定したもの及び決定したものの合計数による。ただし、当該年度中の事業年度数が2以上の法人においては、  
2 「事業年度数」は1年、6ヶ月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれ事業年度ごとに1件として計上している。  
3 「確定法人税割額」欄の事業年度数については、納付すべき税額のないもの及び予中間申告はあるが確定申告がないものについても計上している。

## 3 法 人 事

## (1) 調

区 分	現 年 度			
	確 定 事 業 税 額		確 定 事 業 税 額 に対 応 する 前 年 度 分 の 中 間 申 告 額	
	事 業 年 度 数	税 額 ①	事 業 年 度 数	税 額 ②
<b>総 計</b>	件 千円	件 千円	件 千円	件 千円
<b>総 計</b>	<b>631 209</b>	<b>1 038 404 366</b>	<b>78 943</b>	<b>355 886 208</b>
<b>所 得 課 税 分</b>	<b>612 846</b>	<b>392 336 862</b>	<b>68 000</b>	<b>99 089 267</b>
普 通 法 人	581 429	376 149 386	67 837	99 088 335
都 内 法 人	509 685	215 111 562	48 332	47 178 431
分 割 法 人	71 744	161 037 824	19 505	51 909 904
本 都 本 店 分	40 560	127 454 902	10 878	42 199 822
他 府 県 本 店 分	31 184	33 582 922	8 627	9 710 082
特 別 法 人	9 803	10 140 394	2	26
公 益 法 人 等	9 891	5 397 479	-	-
人 格 な き 社 団 等	4 234	253 594	-	-
清 算 法 人	7 489	396 009	161	906
<b>収 入 金 額 課 税 分</b>	<b>3 762</b>	<b>38 929 155</b>	<b>736</b>	<b>17 535 435</b>
<b>外 形 対 象 法 人 分</b>	<b>14 601</b>	<b>607 138 349</b>	<b>10 207</b>	<b>239 261 506</b>
所 得 割 分	14 601	100 647 320	10 207	44 692 663
付 加 価 値 割 分	-	322 637 619	-	119 933 763
資 本 割 分	-	183 853 410	-	74 635 080

(備考) 1 「事業年度数」は1年、6ヶ月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれ事業年度ごとに1件として計上している。  
2 「確定事業税額」欄の事業年度数については、納付すべき税額のないもの及び予中間申告はあるが確定申告がないものについても計上している。  
3 「外形対象法人分」は、平成16年4月1日以降に開始する事業年度分より、資本金1億円超の法人（所得課税法人に限る）を対象に導入された、外形

## 民 税 (平成30年度)

相 当		分			過年度相当分		合計調定額 ① + ⑧
確定申告が翌年度 になる中間申告額		中間納付額の 歳出還付額	差引調定額 ②-③+④+⑤	調定額	調定額 ⑥ + ⑦	① + ⑧	
事業年度数	税 額 ④	⑤	⑥	⑦	⑧		
件	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
<b>84 098</b>	<b>290 442 914</b>	<b>15 732 303</b>	<b>856 691 422</b>	<b>10 120 577</b>	<b>866 811 999</b>	<b>954 735 867</b>	
83 953	290 442 381	15 732 253	847 021 594	10 048 250	857 069 844	942 681 784	
55 605	55 771 507	7 439 506	199 316 151	5 005 820	204 321 971	250 889 773	
28 348	234 670 874	8 292 747	647 705 443	5 042 430	652 747 873	691 792 011	
15 934	206 567 535	6 779 110	568 804 555	4 489 623	573 294 178	600 379 765	
12 414	28 103 339	1 513 638	78 900 888	552 807	79 453 695	91 412 246	
-	-	-	6 736 469	28 135	6 764 604	7 677 640	
-	-	-	2 610 856	27 359	2 638 216	3 507 877	
-	-	-	125 159	15 273	140 432	402 147	
145	534	50	197 343	1 561	198 903	466 420	

1納税義務者とする。

## 業 税 (平成30年度)

## 定 額

相 当		分		過年度相当分		合計調定額 ⑤ + ⑥
確定申告が翌年度 になる中間申告額		中間納付額の 歳出還付額	差引調定額 ①-②+③+④	調定額	調定額 ⑥	
事業年度数	税 額 ③	④	⑤	⑥		
件	千円	千円	千円	千円	千円	千円
<b>82 824</b>	<b>375 980 539</b>	<b>18 647 711</b>	<b>1 077 146 408</b>	<b>14 401 380</b>	<b>1 091 547 788</b>	
<b>71 872</b>	<b>106 916 157</b>	<b>12 050 982</b>	<b>412 214 734</b>	<b>10 348 769</b>	<b>422 563 503</b>	
71 726	106 914 427	12 050 801	396 026 279	10 168 881	406 195 160	
51 334	53 572 601	7 222 888	228 728 620	7 687 919	236 416 539	
20 392	53 341 826	4 827 913	167 297 659	2 480 962	169 778 621	
11 404	42 948 667	3 538 651	131 742 398	1 846 722	133 589 120	
8 988	10 393 159	1 289 262	35 555 261	634 240	36 189 501	
4	863	10	10 141 241	64 040	10 205 281	
-	-	-	5 397 479	73 735	5 471 214	
-	-	-	253 594	37 031	290 625	
142	867	171	396 141	5 082	401 223	
<b>902</b>	<b>18 311 616</b>	<b>353 049</b>	<b>40 058 385</b>	<b>84 679</b>	<b>40 143 064</b>	
<b>10 050</b>	<b>250 752 766</b>	<b>6 243 680</b>	<b>624 873 289</b>	<b>3 967 932</b>	<b>628 841 221</b>	
10 050	41 332 743	1 245 583	98 532 983	2 455 083	100 988 066	
-	130 595 351	4 288 386	337 587 593	1 318 345	338 905 938	
-	78 824 672	709 711	188 752 713	194 504	188 947 217	

標準課税の対象となった法人分である。